

## 財団法人東京都体育協会

### 第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

### 第2 監査対象の概要

#### 1 事業の内容

##### （1）事業の概要

財団法人東京都体育協会（以下「協会」という。）は、東京都体育会として昭和18年11月に設立され、昭和31年2月に法人化された団体であり、東京都における体育運動を振興して都民の体力向上を図り、スポーツ精神をかん養し、併せて体育運動に関する諸団体相互の連絡融和を図ることを目的として、主に次の事業を行っている。

ア 体育運動に関し、東京都、財団法人日本体育協会、その他の機関の施策に協力すること。

イ 加盟団体の強化発展及びスポーツ少年団の育成に関すること。

ウ 体育大会、講習会、スポーツテスト、その他体育運動に関する各種事業を実施及び援助すること。

エ 体育運動の普及啓発・指導及び奨励等を図ること。

##### （2）都との関係

都は、協会に対して、表1のとおり、補助金を交付している。

(表1) 補助金の交付状況

(単位:千円)

対象事業	目的	根拠	基準額に対する補助率	補助金額	
				平成16年度	平成17年度
スポーツ振興事業	都のスポーツ振興に寄与する事業に要する経費の補助	財団法人東京都体育協会に対する補助金交付要綱	10/10 (予算の範囲内)	42,064	42,064
国民体育大会関東ブロック大会派遣事業	国民体育大会関東ブロック大会派遣費及び大会分担金の補助	国民体育大会関東ブロック大会派遣費等補助金交付要綱	10/10 (予算の範囲内)	20,482	15,866
国民体育大会ヨット・馬輸送事業	国民体育大会ヨット競技及び馬術競技のヨット・馬の輸送費の補助	国民体育大会ヨット・馬輸送費補助金交付要綱	10/10 (予算の範囲内)	1,350	2,000
合 計				63,896	59,930

## 2 組織

協会は、事務所を渋谷区神南一丁目1番1号(岸記念体育会館内)に置き、役員34名(会長1名、副会長5名、専務理事1名、常務理事15名、理事10名、監事2名)(うち非常勤33名)及び事務局職員10名(うち都派遣職員1名)で構成されている。

## 第3 監査の範囲及び実地監査期間

### 1 監査の範囲

平成16年度及び平成17年度の補助事業について実施した。

### 2 実地監査期間

(1) 教育庁 平成18年10月19日及び30日

(2) 協会 平成18年10月23日及び24日

## 第4 監査の結果

### 1 事業実績

平成16年度及び平成17年度における団体の補助事業実績は、表2のとおりであり、補助事業実績報告書を中心に監査を行った結果、別項指摘事項を除き、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表2) 補助事業実績

対象事業	年度	主な事業実績
スポーツ振興事業	平成16	表彰事業 体育功労者・優良団体等の表彰 地域住民活動推進事業 地区体育協会等へのスポーツ振興事業助成 指導者研修事業 幹部中央研修会等の開催
	平成17	スポーツ少年団事業 東京都スポーツ少年団大会、競技別大会等の開催 都のスポーツ振興事業 会報(年2回)の発行、ホームページの運用
国民体育大会関東ブロック大会派遣事業	平成16	第59回夏季大会(期間:平成16.5.16~同年8.5) 開催地:神奈川県横浜市他 6競技、148名派遣 第59回秋季大会(期間:平成16.8.15~同年8.30) 開催地:神奈川県横須賀市他 23競技、666名派遣 第60回冬季大会(期間:平成16.12.18~平成16.12.26) 開催地:神奈川県横浜市 1競技、2名派遣
	平成17	第60回夏季大会(期間:平成17.6.12~同年8.17) 開催地:東京都渋谷区他 8競技、173名派遣 第60回秋季大会(期間:平成17.7.30~同年8.29) 開催地:東京都江東区他 21競技、661名派遣 第61回冬季大会(期間:平成17.12.17~同年12.18) 開催地:東京都東大和市他 1競技、41名派遣
国民体育大会ヨット・馬輸送事業	平成16	第59回大会セーリング(期間:平成16.10.23~同年10.26) 競技開催地:埼玉県北川辺町渡良瀬貯水池(谷中湖) 17名派遣 ヨット 11艇輸送 第59回大会馬術(期間:平成16.10.24~同年10.28) 競技開催地:埼玉県江南町江南特設馬術競技場 6名派遣 馬体 4頭輸送
	平成17	第60回大会セーリング(期間:平成17.9.10~同年9.13) 競技開催地:岡山県瀬戸内市牛窓ヨットハーバー 17名派遣 ヨット 11艇輸送 第60回大会馬術(期間:平成17.10.23~同年10.27) 競技開催地:岡山県真庭市蒜山ライディングパーク 7名派遣 馬体 6頭輸送

## 2 指摘事項

### (1) 共通

#### ア 視察員の派遣に要する経費の把握を適正に行うべきもの

教育庁（以下「庁」という。）は、協会に対して、国民体育大会関東ブロック大会への選手、役員等の派遣に要する経費について補助金を交付している。協会は、事業完了後、補助金実績報告書を庁に提出し、補助金の精算を行うこととしている（国民体育大会関東ブロック大会派遣費等補助金交付要綱20）。

ところで、協会が庁に提出した平成16年度補助金の関連書類について見たところ、表3のとおり、競技視察員（次回大会が都内で開催されるため、視察を認められた競技団体関係者）の派遣に要する経費（宿泊費、日当及び交通費）の支出について、誤りが認められた。これは、協会が実際にかかった金額を確認することなく、予定経費を補助金額の実績として庁に報告したことによるものである。このため、補助金1万6,650円が過大に交付されている。

協会は、視察員の派遣に要する経費の把握を適正に行われたい。

また、庁は、協会に対し、過大に交付した補助金の返還を求められたい。

（表3）実際の経費の額と補助金額の差（単位：円）

実際の経費の額（A）	実績報告書の額（補助金額）（B）	過大交付額（B-A）
11,550 (11,550×1人)	28,200 (14,100×2人)	16,650

#### イ 補助対象事業の手続を適正に行うべきもの

庁は、協会に対して、東京都におけるスポーツの普及とその健全な発展を図るために、スポーツ振興事業に補助金を交付し、協会は、補助対象年度内に当該事業を行うこととしている（財団法人東京都体育協会に対する補助金交付要綱9）。

ところで、協会は、毎年度前期と後期の2回にわたり、会報の印刷に要した費用について、補助金の交付を受けているが、後期分の会報の印刷契約について、下記のとおり不適正な事例が認められた。

（ア）平成16年度の印刷契約（契約日：平成17年3月22日、履行期限：平成17年3月31日、契約金額：214,200円）について、翌年度の平成17年4月18日に納品されている。

（イ）平成17年度の印刷契約（契約日：平成18年3月3日、履行期限：未記入、契約金額：231,000円）について、翌年度の平成18年8月14日に納品されている。

協会は、要綱の定めに従い、補助対象事業を補助対象年度内に完了させるよう手続を適正に行われたい。

また、庁は、協会に対して、補助事業が適正に行われるよう指導されたい。